公　告

諸　事　項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社Ｇ＆Ｄアドヴァイザーズ
２．本店所在地　東京都千代田区内神田３―15―10　東海神田ビル２階
３．登録番号　関東財務局長（金商）第1756号
４．行政処分の年月日　令和７年４月24日
５．行政処分の内容
　新たな投資顧問契約（契約金額の増額を伴う変更契約を含む。）の締結に係る勧誘・契約締結を令和７年４月24日から同年７月23日まで停止すること。

令和７年５月12日

関東財務局長　目黒　克幸

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月12日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年４月16日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社山電　山口　剛史　宮城県仙台市太白区富沢西５丁目21番地の１　国土交通大臣許可（般・特―04）第17621号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年４月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

宅地建物取引業法第67条に基づく公告

下記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定に基づき、その旨公告する。この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同法同条の規定に基づき、上記30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和７年５月12日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

１　商号　縁住販株式会社
２　代表者氏名　代表取締役　爲近　創太
３　主たる事務所の所在地　東京都港区東麻布二丁目５番１号麻布イースト507号
４　免許証番号　大臣(1)第10298号
５　免許年月日　令和４年11月28日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告